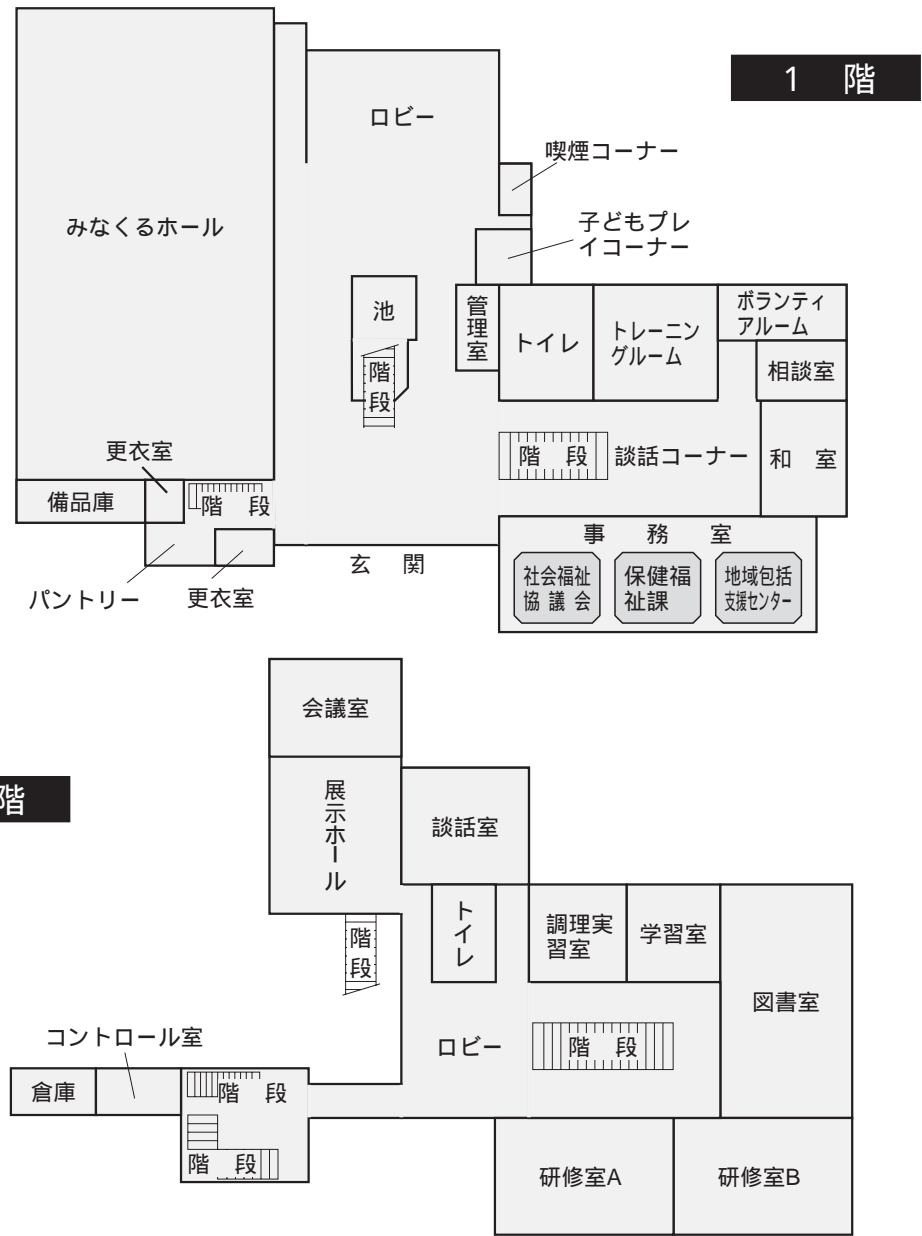


保健福祉センターみなくる配置図



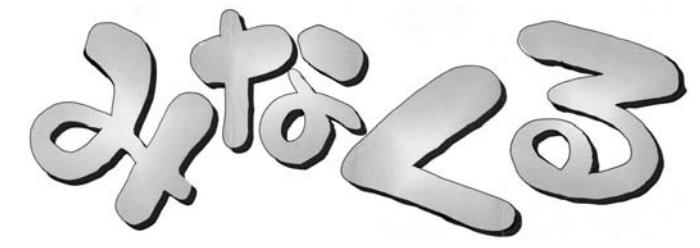
【保健福祉センター使用料金表】

室名	夏季		冬季	
	昼間	夜間	昼間	夜間
みなくるホール	1,630円	1,880円	2,260円	2,520円
1階 トレーニングルーム	190円	210円	250円	280円
1階 和室	210円	230円	250円	270円
1階 相談室	100円	110円	130円	150円
1階 ボランティアルーム	100円	110円	130円	150円
2階 研修室A	280円	320円	340円	370円
2階 研修室B	280円	320円	340円	370円
2階 会議室	140円	160円	190円	210円
2階 調理実習室	190円	210円	250円	270円
2階 学習室	140円	160円	190円	210円
2階 談話室	200円	250円	280円	310円
2階 展示ホール	140円	160円	190円	210円

夏季とは5月1日から10月31日まで、冬季とは11月1日から翌年4月30日までをいう。昼間とは午前6時から午後5時まで、夜間とは午後5時から翌日の午前6時までをいう。使用時間の算定は、1時間未満の場合は1時間とする。入場料を徴した場合は、定額の5割増とする。営利を目的として使用する場合は、定額の10割増とする。使用料金は利用内容によって減免があります。

問い合わせ先
 保健福祉課 ☎52 2211
 社会福祉協議会 ☎39 7711
 地域包括支援センター ☎52 2211

保健と福祉の総合施設 南富良野町保健福祉センター



従来の総合福祉センターを改修し、10月2日に保健福祉センター『みなくる』がオープンしました。この施設は、乳幼児から高齢者・障害者まで、健康づくり・しあわせづくり・生きがいづくりの創出の場として、より質の高い福祉サービスを提供する拠点施設です。

「みなくる」はどんな施設なの？
 保健福祉センター「みなくる」には、町保健福祉課（社会福祉係・介護医療係・保健指導係）地域包括支援センター、町社会福祉協議会が入居し、10月2日から業務を開始しています。

「みなくる」は、福祉全般と保健全般に対応する施設となっており、次のような業務を行います。
 高齢者・障害者などの保健福祉に関すること。
 高齢者・障害者などの在宅福祉サービスに関すること。
 ふれあい交流および生きがい活動に関すること。
 地域福祉活動、地域保健活動に関すること。
 健康の保持および増進に関すること。
 医療事務に関すること。
 子育て支援に関すること。
 文化活動に関すること。

愛称「みなくる」は、みんながたくさん集まってくるという意味が込められています。愛称とともに愛される施設になるよう職員一同頑張ります。

「みなくる」の使用料金
 保健福祉センター「みなくる」は、みんなが集う場所ですが、個人・団体で利用する場合は使用料がかかります。施設の使用料金については、左表をご覧ください。なお、従来の総合福祉センターと同じ広さの部屋については、料金の変更はありません。
 主に団体利用となるみなくるホール、会議室、調理実習室、研修室などの使用には、事前に申請が必要です。

保健福祉課の業務
 ・社会福祉係 在宅福祉、児童・母子福祉
 ・介護医療係 介護保険、国民健康保険、老人保健、医療費の助成
 ・保健指導係 保健指導に関すること
 10月10日（火）からは、印鑑登録証明書と住民票の発行も行います。
 問い合わせ先 保健福祉課 ☎52 2211

地域包括支援センターの業務
 ・高齢者の自立支援
 介護保険の介護予防サービスを利用した心身の状態の維持・改善に関すること
 ・高齢者の悩み相談
 介護に関する悩みや問題、健康や福祉、医療や生活相談に関すること
 問い合わせ先 地域包括支援センター ☎52 2211

戸籍の発行や住民票異動届について
 戸籍抄本・謄本の発行、印鑑登録証明書の変更や住民票異動届などの手続きは、従来どおり役場戸籍年金係で行いますので、注意願います。
 問い合わせ先 戸籍年金係 ☎52 2144

社会福祉協議会の業務
 ・配食サービス ・除雪サービス
 ・生活管理指導員派遣 ・軽度生活援助
 ・外出支援サービス ・生きがいデイサービス
 問い合わせ先 社会福祉協議会 ☎39 7711